

短期入所事業所の開設促進について

短期入所とは

障害者総合支援法に基づいて提供される障害福祉サービス。

居宅で介護を行う人が疾病等で介護できない場合に、障がい者等が障がい者支援施設、病院、診療所、介護老人保健施設等へ短期間入所させ入浴・排泄・食事の介護等を提供する。

報酬の区分に応じ、福祉型と医療型の2つに分けられ、併設型・空床利用型・単独型の3つの開設形態がある。

福祉型短期入所事業所	医療型短期入所事業所
障がい者支援施設やグループホームなどの入所による福祉施設で行う短期入所	医療法に基づく病院や診療所、介護保険法に基づく介護老人保健施設や介護医療院で行う短期入所
<p style="text-align: center;">県内87か所</p> <p style="text-align: center;">(R6.7月時点障害福祉サービス情報オープンデータから)</p>	<p style="text-align: center;">県内10か所</p> <p style="text-align: center;">(R6.7月時点障害福祉サービス情報オープンデータから)</p>

区分	内容
併設型	設置した施設に入所・入院する他の事業を運営しており、同一の建物内で一体的に運営するもので、短期入所用の居室を設定する場合(居室は固定)
空床型	設置した施設に入所・入院する他の事業を運営しており、同一の建物内で一体的に運営するもので、利用者に利用されていない居室を用いる場合(居室は日・時期によって変動し得る)
単独型	設置した施設で入所・入院する他の事業を運営していない場合(短期入所用の設備の要件があり、居室は固定)

短期入所(ショートステイ)と入院の違い

項目	短期入所(ショートステイ)	入院
利用する制度・法律	障害福祉サービス(福祉)	医療法(医療)
障害福祉サービスの受給者証	要	不要
利用日数	施設により日数を指定	病院により日数を指定
内容	食事や入浴の介助	医学的管理
報酬 (例: 超重症児者1人1日つき)	介護給付費 (33,720円) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)+特別重度支援加算(Ⅰ)	診療報酬 (43,710円) 小児入院管理料4+人工呼吸器管理料+(準)超重症児(者)入院診療加算+重症児受入体制加算

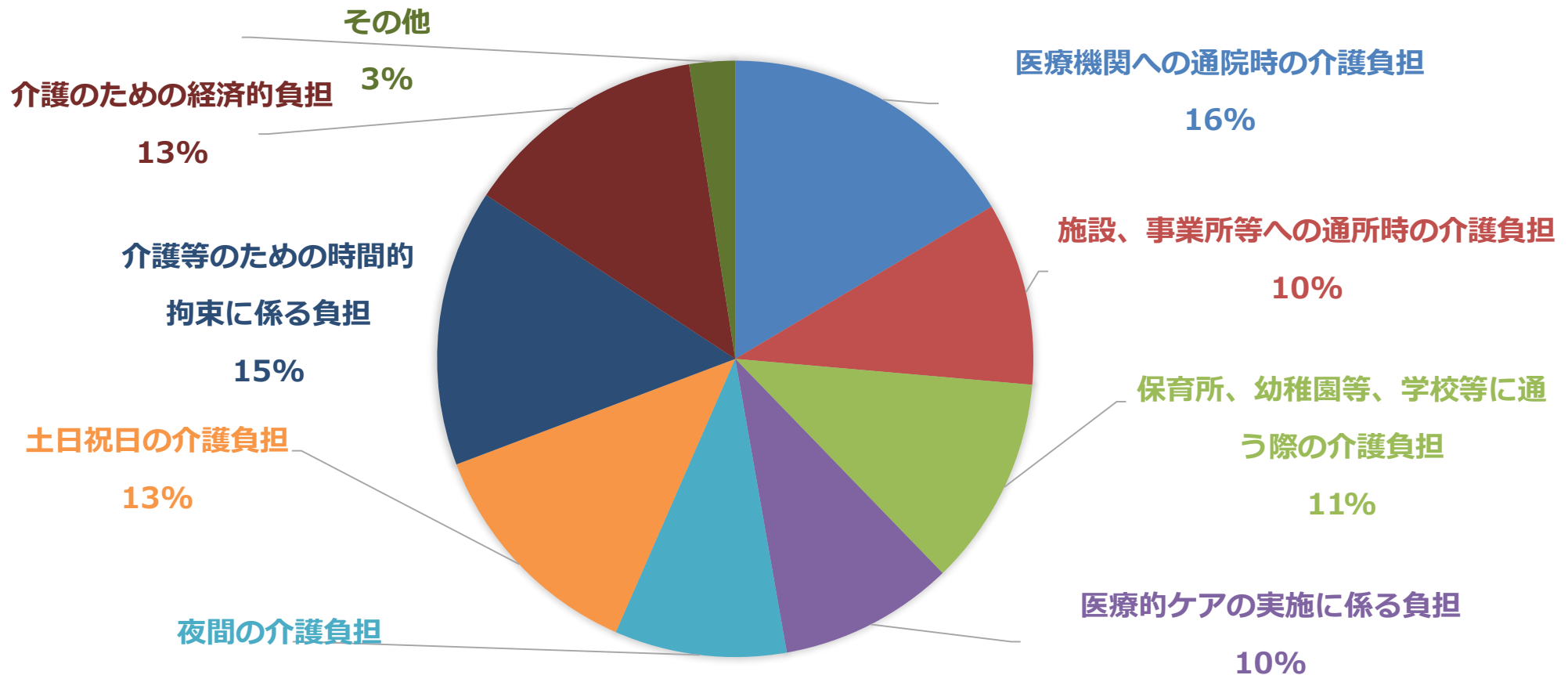
岩手県の短期入所事業の実情

県内で超重症児（者）等を受け入れている事業所は7施設。

	事業所区分	事業所名	所在地
1	福祉型短期入所事業所	黄金荘やすらぎ	平泉町
2	医療型短期入所事業所	県立療育センター	矢巾町
3		みちのく療育園メディカルセンター	矢巾町
4		国立病院機構盛岡医療センター	盛岡市
5		国立病院機構岩手病院	一関市
6		国立病院機構釜石病院	釜石市
7		合同会社プラタナス(谷藤内科医院)	一関市

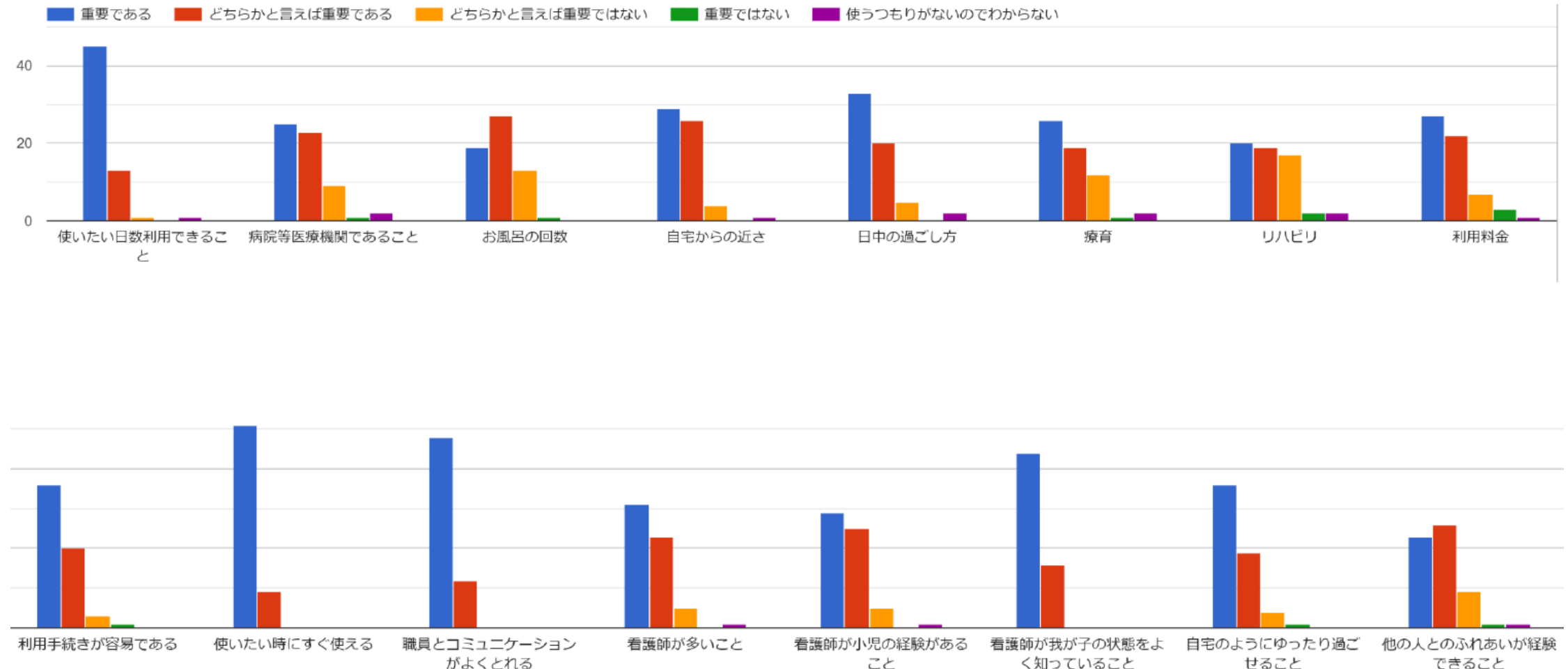
医療的ケア児の家族のニーズ

医療的ケア児の主な介護者の負担感としては、「医療機関への通院時の介護負担」「介護等のための時間的拘束に係る負担」が多い

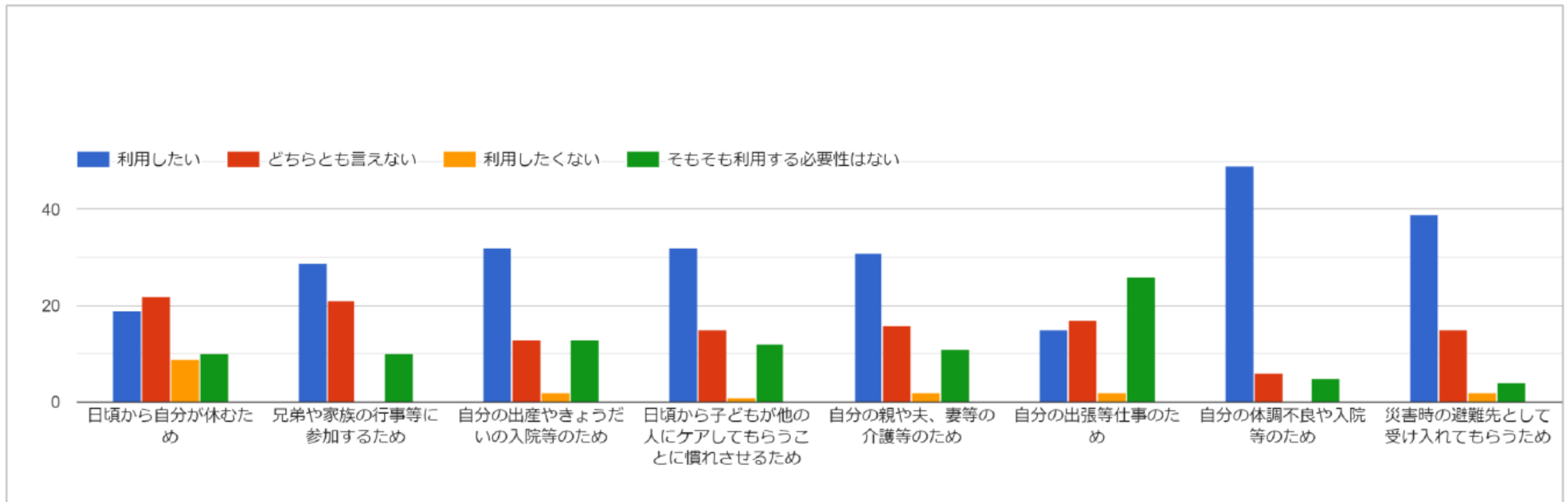


短期入所のニーズ

Q あなたがショートステイに期待することはどんなことですか。あなたの考えに一番近いものを選んでください。



Q あなた自身が今、ショートステイを使うとしたら**どんな理由**で使いたいですか。あなたの考えに一番近いものを選んでください。



ショートステイ（短期入所）に関するアンケート結果（2023、アイライン岩手の会）

Q いま、医療的ケア児の利用できるショートステイやレスパイト施設はかなり少ない現状です。新しいショートステイ先を確保していく必要があります。あなたは、例えば老人保健施設や県立病院、福祉型のショートステイ等で受入れてくれる場合、使ってみたいと思いますか。

- あればどこでも助かります。
- 利用してみたい
- 必要と感じた際に利用できるのであれば
- 体験してみて、良さそうであればいずれは利用してみたい。
- 使ってみた人の話を聞きつつ検討したい。
- 他年齢との交流もでき、介護職員、看護師もおり安心できると思うので、使ってみたいと思います。
- 高齢者施設の方がチャホヤされる気がする。
- 自宅から近いのであれば検討したい。
- 近隣であったり、こちら側の意向が合えば
- 使える施設があれば、医療機関や介護施設どこでも構いません。できれば地域により近い場所を希望します。
- 使ってみたいとも思いますが、それを開拓するのが大変ですよね。
- いろいろ施設で受け入れてくれて、選択肢が多いほうが良いと思う。どこの施設でも、同じようにケアを受けられるといいなと思う。
- 使ってみたいです。医療型だと最小限しか手をかけてもらえないことが多いと聞くので、できれば福祉型で日常的に慣れさせておけると良いですが、やむを得ない場合は医療の方が安心な面もあるので、使い分けられると良いと思います。
- 受け入れてくれれば嬉しいが、人員や設備が整ってないと困る。

現状分析

家族の思い

○ショートステイに期待すること

- ・ 職員とコミュニケーションがよくとれる
- ・ 看護師が我が子の状態をよく知っている
- ・ 自宅のようにゆったり過ごせる

緊急時における利用を望む声が多い一方で、事業所が児童のことをよく把握していることを望んでいる状況

→ 緊急時、安全安心に受け入れるためには、日頃の利用が不可欠

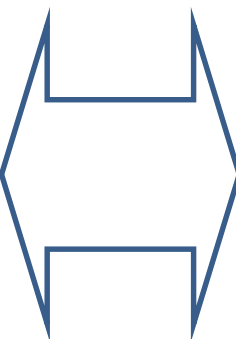
○ショートステイを使いたい理由

- ・ 自分の体調不良や入院等のため
- ・ 災害時の避難先として受け入れてもらうため

短期入所事業所のサービス内容

○サービス: 入浴・排泄・食事の介護

- ・ 人員基準(単独型)
6(従業者): 1(利用者)
- ・ 居室基準(単独型)
利用者1人あたりの床面積は
収納設備等を除く8㎡以上
- ・ 設備基準(単独型)
食堂、浴室、洗面所、便所



家族は、自宅のように過ごせるような環境を望んでいるが、制度上、サービスは入浴・排泄・食事の介護に限られる。

課題

- 医療的ケア児の受け入れ実績があり、実際に利用できる短期入所事業所は非常に限られている。
- 保護者において事業所のサービス提供上の諸々の制約の理解、事業者において医療的ケア児の身体的特性や、保護者の要望や心情等の理解などで、**認識の相違点**も多い。

→ 市町村の理解と支援のもと、保護者と事業者が協働し新たな短期入所サービスを創出する「**マッチング**」が求められている。

取組の方向性

保護者、事業者、市町村など関係か所にアプローチできる、県の**医療的ケア児支援センターの機能を活用**しつつ、このマッチングを進める事業を実施する。

実施内容

① ショートステイ勉強会の実施【委託】

市町村、医療機関、障害児施策関係者、保護者等が一同に会した**勉強会を開催**し、医療的ケア児の保護者が持つニーズや、短期入所を地域で実施することのメリットを共有し、**実施に向けた機運を醸成**

② 短期入所事業参入見込み事業者への働きかけ【県】

病院・診療所、介護老人保健施設など、医療的ケア児への支援の意思がある事業者等に対し、訪問等により直接働きかける。その際に、事業所設置基準や経営シミュレーションを提示する。

③ 短期入所事業者等における看護等の技術的助言【委託】

医療的ケア児の受け入れが決まった事業所等の看護職員を対象に、家庭で行われているケアの引継ぎができるよう、研修の実施や訪問看護師の立会による指導の仲介等を行うもの。

事業の実施地域

現在、短期入所事業所で医療的ケア児を受け入れている施設は7カ所あるが、地域に偏在しており、内陸の盛岡地域3カ所と両磐地域3カ所、沿岸では釜石地域1カ所となっている。

県北地域や宮古地域、岩手中部地域等には医療型短期入所事業所の施設がないことから、これら地域の病院・診療所や介護老人保健施設等に開設を働きかける。

参考資料

短期入所事業所の報酬・開設基準

短期入所事業所の報酬区分

対象となる利用者の区分によって、事業所が算定できる報酬区分が異なる。1単位の基本単価10円

福祉型短期入所サービス費	支援区分・単位
福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)(障害者) 短期入所のみ利用の場合	区分1～区分6 509単位～923単位
福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)(障害者、日中サービス併用) 短期入所を利用する日に、他の日中活動サービスを利用する場合	区分1～区分6 173単位～602単位
福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)(障害児) 障害児で短期入所のみを利用する場合	区分1～区分3 509単位～784単位
福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)(障害児、日中サービス併用) 障害児で短期入所を利用する日に、他の日中活動サービスを利用する場合	区分1～区分3 173単位～527単位
福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)(医療的ケア者) 医療的ケアが必要な障害者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置(短期入所のみ利用の場合)	区分1～区分6 751単位～1,164単位
福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)(医療的ケア者、日中サービス併用) 医療的ケアが必要な障害者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置(短期入所を利用する日に、他の日中活動サービスを利用する場合)	区分1～区分6 413単位～844単位

福祉型短期入所サービス費	支援区分・単位
<p>福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)(医療的ケア児) 医療的ケアが必要な障害児に対して、看護職員を常勤で1人以上配置(短期入所のみを利用する場合)</p>	<p>区分1～区分3 752単位～1,026単位</p>
<p>福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)(医療的ケア児、日中サービス併用) 医療的ケアが必要な障害児に対して、看護職員を常勤で1人以上配置(短期入所を利用する日に、他の日中活動サービスを併せて利用する場合)</p>	<p>区分1～区分3 412単位～770単位</p>
<p>福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)(医療的ケア者、日中のみ) 医療的ケアが必要な障害者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置し、日中のみの短期入所を行った場合</p>	<p>区分1～区分6 715単位～1,107単位</p>
<p>福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(医療的ケア児、日中のみ) 医療的ケアが必要な障害児に対して、看護職員を常勤で1人以上配置、日中のみの短期入所を行った場合</p>	<p>区分1～区分3 714単位～977単位</p>

医療型短期入所サービス費

単位

医療型短期入所サービス費(Ⅰ)(重症心身障害者・児、看護体制7:1)

療養介護対象者(区分6のうち気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う者、区分5以上であって進行性筋萎縮性患者又は重症心身障害者)又は**重症心身障害児**若しくは**医療的ケアスコアが16点以上である障害児**に対して、指定短期入所を行った場合

(施設基準)

- ・病院であること。
- ・看護職員の数が常時、当該病棟の入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。
加えて、夜勤を行う看護職員の数が2以上であること。
- ・看護職員の必要数の7割以上が看護師であること。

3,117単位

医療型短期入所サービス費(Ⅱ)(重症心身障害者・児)

療養介護対象者(区分6のうち気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う者、区分5以上であって進行性筋萎縮性患者又は重症心身障害者)又は**重症心身障害児**若しくは**医療的ケアスコアが16点以上である障害児**に対して、指定短期入所を行った場合

(施設基準)

- ・病院、診療所(19人以下の入院施設)、介護老人保健施設又は介護医療院であること。

2,864単位

医療型短期入所サービス費(Ⅲ)(遷延性意識障害者等)

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ**遷延性意識障害者等**(これに準ずる者)又は医師により**筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患**の分類に属すると診断された者に対して、指定短期入所を行った場合

(施設基準)

- ・病院、診療所(19人以下の入院施設)、介護老人保健施設又は介護医療院であること。

1,826単位

医療型短期入所サービス費

単位

医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)(重症心身障害者・児、看護体制7:1、日中のみ)

療養介護対象者(区分6のうち気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う者、区分5以上であって進行性筋萎縮性患者又は重症心身障害者)又は重症心身障害児若しくは医療的ケアスコアが16点以上である障害児に対して、日中のみ指定短期入所を行った場合

(施設基準)

- ・病院であること。
- ・看護職員の数が常時、当該病棟の入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。
加えて、夜勤を行う看護職員の数が2以上であること。
- ・看護職員の必要数の7割以上が看護師であること。

2,938単位

医療型短期入所サービス費(Ⅱ)(重症心身障害者・児、日中のみ)

療養介護対象者(区分6のうち気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う者、区分5以上であって進行性筋萎縮性患者又は重症心身障害者)又は重症心身障害児若しくは医療的ケアスコアが16点以上である障害児に対して、日中のみ指定短期入所を行った場合

(施設基準)

- ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であること。

2,735単位

医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)(遷延性意識障害者等、日中のみ)

区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ遷延性意識障害者等(これに準ずる者)又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者に対して、日中のみ指定短期入所を行った場合

(施設基準)

- ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であること。

1,723単位

医療型短期入所サービス費

単位

医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)(重症心身障害者・児、看護体制7:1、日中サービス併用)

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等又は障害児通所支援を利用した日において、療養介護対象者(区分6のうち気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う者、区分5以上であって進行性筋萎縮性患者又は重症心身障害者)又は重症心身障害児若しくは医療的ケアスコアが16点以上である障害児に対して、指定短期入所を行った場合

(施設基準)

- ・病院であること。
- ・看護職員の数が常時、当該病棟の入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。
加えて、夜勤を行う看護職員の数が2以上であること。
- ・看護職員の必要数の7割以上が看護師であること。

2,150単位

医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)(重症心身障害者・児、日中サービス併用)

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等又は障害児通所支援を利用した日において、療養介護対象者(区分6のうち気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う者、区分5以上であって進行性筋萎縮性患者又は重症心身障害者)又は重症心身障害児若しくは医療的ケアスコアが16点以上である障害児に対して、指定短期入所を行った場合

(施設基準)

- ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であること。

2,020単位

医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)(遷延性意識障害者等、日中サービス併用)

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等又は障害児通所支援を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ遷延性意識障害者等(これに準ずる者)又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者に対して、指定短期入所を行った場合

(施設基準)

- ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であること。

1,328単位

利用者の状態や事業所が提供するサービスに応じて、加算を算定できる（以下は抜粋）。

報酬名	単位
<p>医療的ケア対応支援加算 福祉型強化短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算</p>	120単位
<p>医療連携体制加算（VI） 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が医療的ケアスコアが16点以上である者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算</p>	1,000単位 ～2,000単位
<p>特別重度支援加算（I） 医療型(特定)短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、判定スコアの各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、それぞれのスコアを合算し、25点以上である者(超重症児・者又は準超重症児・者)に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算</p>	610単位

事業所収入シミュレーション

例) 介護老人保健施設で、重症心身障害の準超重症児・者を受け入れた場合（1泊2日）

単位数			利用日数		サービス単位数		
医療型短期入所サービス費Ⅱ	2,864単位	×	2日	=	5,728単位		
短期利用加算	30単位	×	2日	=	60単位		
特別重度支援加算Ⅰ	610単位	×	2日	=	1,220単位		
合計	3,504単位	×	2日	×	10円	=	70,080円

人員基準及び設備基準

人員基準	従業者	空床型	空床利用型事業所の利用者を当該入所施設等の利用者とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上
		併設型	当該併設事業所の利用者を当該入所施設等の利用者とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上
		単独型	日ごとに、(当該日の利用者の数÷6)を行い、小数点未満の端数を切り上げた数以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者
	管理者		(当該法人において)常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務が可能)※本体施設の管理者と同一にすることが基本。
設備基準	居室	空床型・併設型	本体施設の居室で、他の利用者に利用されていないベッドを用いる
		単独型	<ul style="list-style-type: none"> ・1室の定員は4人以下 ・地階に設けてはならない ・利用者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き8㎡以上 ・寝台又はこれに代わる設備を設ける ・ブザー又はこれに代わる設備を設ける
	設備	空床型	本体施設として必要とされる設備を有すること
		併設型	<p>当該併設事業所及び当該併設事業所と同一の敷地内にある併設本体施設の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することができる。</p> <p>※居室は、併設型の事業所として固定したものになる。</p>
		単独型	<p>食堂: 食事の提供に支障がない広さで、必要な物品を備える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室: 利用者の特性に応じたもの ・洗面所、便所: 居室のある階ごとに、利用者の特性に応じて設ける

短期入所事業所の開設について

短期入所事業のサービスを行おうとする事業者は、県知事等の事業者指定を受け、また、報酬の算定に係る体制の届出を行う必要がある。

手続きの機関は事業所・施設が所在する広域振興局保健福祉環境部（盛岡、県南（奥州）、沿岸（釜石）、県北（久慈））及び沿岸・県北の保健福祉環境センターが担当。

